

平成24年7月6日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

公安委員会規則

- 秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7・少年課） 1

公 安 委 員 会 規 則

秋田県公安委員会規則第7号

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例施行規則（平成14年秋田県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を「（本籍、国籍等が記載されているものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。